

申 立 書

平成 年 月 日

津 山 市 長 様

申立者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

指定管理者の指定申請にあたり、団体及びその代表者が、下記の事項に該当しないことを申し立てます。

これらの事項と相違することが判明した場合には、指定の取消し等の津山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、申立て事項の確認等のために、津山市が関係機関に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- 2 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- 3 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- 4 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しない者。
- 5 団体又はその代表者が所得税、法人税、消費税及び市税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
- 6 次に掲げる団体。
 - 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
 - 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
 - 暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体